

武蔵野市学校施設整備基本計画策定委員会傍聴要領(案)

(目的)

第1条 この要領は、武蔵野市学校施設整備基本計画策定委員会（以下「委員会」という。）の傍聴に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(傍聴人の定数)

第2条 傍聴人の定数は原則として20人とする。

(傍聴の手続)

第3条 委員会の会議を傍聴しようとする者は、会議の開催当日に自己の住所及び氏名を傍聴人受付簿に記入しなければならない。

(傍聴席以外の入場禁止)

第4条 傍聴人は、傍聴席以外に入ることができない。

(傍聴席に入ることができない者)

第5条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- (1) 銃器、火薬その他危険物を持っている者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) 録音者、写真機、撮影機等を携帯している者
- (4) その他議事を妨害することを疑うに足りる顕著な事情が認められる者

(傍聴人の守るべき事項)

第6条 傍聴人は、傍聴席にあるときは、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 静粛を旨とし、騒ぎ立てる等議事の妨害となるような行為をしないこと。
- (2) 会議における言論に対して、拍手その他の方法により、公然と可否を表明しないこと。
- (3) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、会議の秩序を乱し、又は妨害となるような行為をしないこと。

(写真、映画等の撮影及び録音等の禁止)

第7条 傍聴人は、傍聴席において写真、映画等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、特に委員会の許可を得た者は、この

限りでない。

(傍聴人の退場)

第8条 傍聴人は、委員会の会議を非公開とする委員会の議決があったときは、速やかに退場しなければならない。

(係員の指示)

第9条 傍聴人は、すべて係員の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

第10条 傍聴人がこの要領の規定に違反したときは、委員会の長はこれを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

付 則

この要領は、令和元年6月25日から施行する。